

農地法第3条申請添付書類

	必要添付書類	町	本人
1	農地法第3条許可申請書	○	○
2	全部事項証明書(土地登記簿謄本) 〈法務局〉	○	写
3	公図(字絵図)の写し 〈法務局〉	写	○
4	住民票(譲受人世帯全員分) ※土地所有者の住所が、全部事項証明書と異なる場合は譲渡人も必要	写	○
5	現場案内図(町図 及び 住宅地図の写し等に表示)	○	○
6	誓約書(要 署名又は押印)	○	写
7	農業委員の調査依頼書 原則として申請締め切り日の3日前までに地区担当農業委員に調査を依頼して下さい	○	
8	耕作証明 受(借)人が町外に農地を所有している場合	○	
9	営農計画書 八百津町様式に記載	○	
10	課税台帳(土地名寄せ帳)の写し 農業者年金(経営移譲)にかかるところ	○	
11	定款又は寄附行為の写し 要原本証明 受(借)人が法人の場合	○	
12	組合員名簿又は株主名簿の写し 受(借)人が農地所有適格法人(農事組合法人又は株式会社であるものに限る)である場合	○	

【申請時、窓口に来られない方全員の委任状が必要です】

委任状の様式は任意のものでかまいませんが、委任者の委任事項・意思確認のため、具体的な表記をし、署名または押印をしてください。また、委任者の電話番号の記載にご協力願います(意思確認のため、連絡する場合があります)。

◎その他事業内容により必要となる書類があります。

◎訂正が生じた場合は、原則、書類の差替えとなりますが、訂正者(申請者や代理人)の署名により、訂正を行うことができます。また、訂正印がある場合は、従来とおり訂正を行うことができます。

◎問い合わせ先 八百津町農業委員会 0574-43-2111(内線2332)

農地法第3条第2項1号～6号に該当する場合は許可できません。

- 権利を取得しようとする者の農業機械の所有状況、農業従事者の数等から見て、農業経営に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作すると認められない場合
- 農地法所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合(所有権移転のとき)
- 信託の引受けにより第1号に掲げる権利が取得される場合
- 権利を取得しようとする者が事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合(年間150日以上)の農作業従事)
- 所有権以外の権限に基づいて農地を耕作する者が、その農地を貸し付けまたは質入れしようとする場合
- 農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

※ 上記は、農地法第3条第2項1号～6号の抜粋のため詳細は農地法でご確認ください。

- 許可申請の流れ**
町農業委員会の許可となりますので、町農業委員会許可後数日で許可書が交付できます。

農業委員会開催予定は、不定期です。

※ 許可申請等の締め切りは、農業委員会開催月の中旬です。
(詳しくは八百津町ホームページ掲載の「農地転用等スケジュール」を確認または農業委員会までお問い合わせ下さい。)

◎問い合わせ先 八百津町農業委員会 0574-43-2111(内線2332)